

■編集・発行 東近江市企画部広報課
〒527-8527
滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
(代表) ☎ 0748-24-1234 / 0749-46-2100
☎ 050-5801-1234
(直通) ☎ 0748-24-5611
☎ 050-5801-5611
FAX 0748-24-1457
http://www.city.higashiomi.shiga.jp/

■広報ひがしおうみ配布のご案内
毎月1日、新聞折込で配布しています。
また、市内の公共施設に設置している
ほか、東近江スマイルネットのデータ放
送、市ホームページで閲覧できます。
設置している公共施設などについて、
詳しくは市ホームページをご覧ください
か、お問い合わせください。

■本市の人口(平成28年12月1日)
人口: 115,245人(-7)
男性: 57,222人(+16)
女性: 58,023人(-23)
世帯数: 42,976世帯(+40)
※()内は前月比

■編集後記
明けましておめでとうございます。新
春対談でも語られているように、本市
には自然、歴史と文化、地理的優位性
をはじめ全国に誇れるものが満載です。
市民の皆さんには、本市に愛着と誇
りを持って市外向けにも情報を発信し
ただければ幸いです。今年も広報
紙では本市の魅力をお伝えします。(か)

広報ひがしおうみ・ホームページ広告募集

市では、毎月1日に発行している広報紙(39,100部発行)
および市ホームページへの有料広告を募集しています。
◆広報紙への広告掲載料(1枠1号) 30,000円
※規格: 1枠 縦4.6cm×横8.6cm(この枠のサイズ)
◆ホームページバナー広告料(1枠1か月) 20,000円
詳しくは、市ホームページをご覧ください。
http://www.city.higashiomi.shiga.jp/
☎ 0748-24-5611 ☎ 050-5801-5611

▶ 有
料
告
白

総合住宅リフォーム
住まいのことなら何でもおまかせ!!
屋根・外壁 塗装 月々 5,000円~(ローン有)
株 三共
【本社】彦根市和田町41-11
【支店】近江八幡市十王町339-6-102
☎ 0120-272-852

お知らせ

平成29年度
入札参加資格審査
申請の受付

4月以降の入札に参加するための
資格申請です。
◆業種
①建設工事
②測量・建設コンサルタントなど
③物品および役務
☎ 1月19日(木)~2月1日(水)
9:00~11:30、13:00~16:00
(土・日は除く。)
☎ 市役所 東庁舎
☎ 申請の要領および書類は、契約
検査課で配布しています。市ホーム
ページからもダウンロードできます。
☎ 契約検査課
☎ 0748-24-5614
☎ 050-5801-5614
☎ 0748-24-5560

東近江警察署からのお知らせ

ー1月10日は「110番の日」ですー
■通報から警察官が到着するまでの流れ
110番通報を受けた通信指令課の警
察官はただちに状況を聞きますが、会
話内容はほかの指令課員も聞いており、
現場周辺にいるパトカーを調べ、現場
に最も近いパトカーに現場急行の指令
を出します。
■警察からお願い
110番通報をした人は、危険がない限
り警察官が到着するまで現場に留まり、
到着した警察官に説明をお願いします。
また、110番通報は緊急通報専用です
ので、警察に対する要望、問合せ、各
種相談は、東近江警察署または警察相
談ダイヤル「#9110」までお願いします。
☎ 東近江警察署 ☎ 0748-24-0110

1月の休日歯科診療

1日(祝)	藤居歯科医院(林町) ☎ 0748-42-0240
2日(月)	住井歯科医院(東沖野3丁目) ☎ 0748-22-1290
3日(火)	マナベ歯科医院(近江八幡市) ☎ 0748-46-6480
9日(祝)	藤関歯科医院(近江八幡市) ☎ 0748-46-4567

診療時間 9:00~16:00
☎ 湖東歯科医師会 ☎ 0748-20-2801

滋賀県特定(産業別)最低賃金改定

特定の産業に雇用される労働者に適
用される最低賃金が改定されました。

産業	時間額
新繊維工業	789円
窯業・土石製品製造業	874円
一般機械器具製造業	875円
精密・電気機械器具製造業	859円
自動車・同附属品製造業	880円
各種商品小売業	803円

(平成28年12月30日発効)

●滋賀県最低賃金788円(時間額)
(平成28年10月6日発効)
☎ 東近江労働基準監督署
☎ 0748-22-0394

1月のし尿収集業務のお休み
(八日市・永源寺・五個荘・能登川・蒲生)

1月	1日(祝)、2日(月)、3日(火)、7日(土)、 8日(日)、9日(祝)、14日(土)、15日(日)、 21日(土)、22日(日)、28日(土)、29日(日)
----	---------------------------------------------------------------------------------------

☎ クリーンぬのびき広域事業協同組合
☎ 0748-23-0107
◆愛東・湖東地区の定期収集は、湖東広
域衛生管理組合(☎ 0749-35-4058)で
手続きをしてください。
☎ 生活環境課 ☎ 0748-24-5633
☎ 050-5801-5633 ☎ 0748-24-5692

《お願い》公共機関にお電話いただく際には、市外局番など番号の確認をお願いします。

人権尊重をめざす
東近江市女性のつどい

講演「人間の尊さについて」
講師: 東近江市教育研究所長
乾徳寺 住職
中野正堂さん

アトラクション
出演: 音楽ユニッ
ト「わ音」
☎ 1月21日(土)
13:30から
☎ 五個荘コミュニ
ティセンター
☎ 生涯学習課 ☎ 0748-24-5672
☎ 050-5801-5672 ☎ 0748-24-1375



あかね文化ホール講座

■親子で楽しくリトミック
☎ 1月11日(水) 10:00~11:00
¥ 300円
■有酸素運動とヨガで健康に
☎ 1月18日(水)・25日(水) 10:00~11:30
¥ 500円
■簡単!リズム体操
☎ 1月19日(木)・26日(木) 10:00~11:30
¥ 300円
☎ 園 あかね文化ホール
☎ 0748-55-0207 ☎ 050-5801-0207
☎ 0748-55-3898

保育人材バンク「出張相談会」

保育士・看護師・栄養士・調理師・
保健師の資格、免許を持っている人に、
県内の保育所の仕事を紹介し、就労を
支援します。
☎ 1月14日(土)10:00~15:00
☎ アル・プラザ守山 モリーブ 1階セ
ントラルコート(守山市)
☎ 園(一社) 滋賀県保育協議会
☎ 077-516-9090 ☎ 077-521-2117

障害のある人への手当制度

■特別障害者手当(月額26,830円)
☎ 20歳以上の在宅の重度障害者で、常
時特別な介護を必要とされる人(おお
むね、障害基礎年金の1級程度の障害
が2つ以上重複しているのと同程度の
障害がある人)
※施設入所中や入院中の場合を除く。
■障害児福祉手当(月額14,600円)
☎ 20歳未満の在宅の重度障害児で、日
常生活が著しく制限され、介護が必要
な状態の人(おおむね、療育手帳が最
重度または身体障害者手帳1級あるい
は2級の一部の人)
※施設入所中の場合を除く。
■特別児童扶養手当
(月額1級:51,500円、2級:34,300円)
☎ 身体または精神に中度以上の障害の
ある20歳未満の児童を在宅で養育して
いる人(保護者など)
※施設入所中の場合を除く。
○申請の際は、次のことにご注意ください。
・診断書など、障害の程度が確認できる
ものが必要で。
・障害者手帳などがなくても診断書で要
件に該当すれば受給ができます。
・いづれの手当も、本人または配偶者、扶
養義務者の所得や公的年金受給による
制限があります。
☎ 障害福祉課
☎ 0748-24-5640 ☎ 050-5801-5640
☎ 0748-24-5693

15日(日)は家族ふれあいサンデー

18歳以下の子どもを含む家族は「ふれあ
いカード」を持参すると、ふれあいカードの
裏面に記載している施設および湖東プール
で入館料無料などの優待が受けられます。
■1月の対象外施設: 永源寺温泉「八風の湯」
☎ 生涯学習課 ☎ 0748-24-5672
☎ 050-5801-5672 ☎ 0748-24-1375

市長への手紙をお寄せください

市民の皆さんの声
を市政に反映するた
め、「市長への手紙」
投稿窓口を市役所本
庁舎、各支所、八日
市地区の各コミュニ
ティセンターに設置
しています。暮らし
の中で感じておられ
る思いや市政へのご
意見やご提案をお寄
せください。
また、市ホームページからも「市政
への意見・提言」を
投稿できます。皆
さんからの建設的な
ご意見やご提案を
お待ちしております。
☎ 市民生活相談室 ☎ 0748-24-5616
☎ 050-5801-5616 ☎ 0748-24-0217



市民ギャラリー

ぼくそう
墨想の会 書道展
☎ 1月27日(金)まで
八日市フォトクラブ写真展
☎ 1月31日(火)~2月10日(金)
☎ 市役所 本庁舎本館1階ロビー
☎ 生涯学習課 ☎ 0748-24-5672
☎ 050-5801-5672 ☎ 0748-24-1375

電気の「子メーター」を
使用する皆さんへ

貸しビル・アパートなどで一括して電
力会社に支払った電気料金を、各テナ
ントなどの電気の使用料に応じて配分
するために使用する電気計器のことを、
電気の「子メーター」といいます。
有効期限が過ぎた子メーターは取り換
える必要がありますので、最寄りの電気
工事店や修理事業者に相談ください。
☎ 関西地区証明用電気計器対策委員会
事務局(日本電気計器検定所関西支所
内) ☎ 06-6451-2355

八日市駅前法律事務所

(滋賀弁護士会所属)
弁護士 川瀬新也
法律相談全般(予約制)
相談料 無料
〒527-0029
東近江市八日市町1番23号 川嶋ビル3階
TEL (0748) 22-3913
URL http://www.yokaichi-law.jp/ 電話受付 9:00~17:00



▶ 有
料
告
白

創業35年 まごころこめてお手伝い
滋賀ペット葬儀社
琵琶湖動物霊園 心塔 年中無休
お迎え・個別火葬・納骨供養
日本ペットランド
☎ 0120-46-1200

*費用の記載がないものは無料です。
*施設の休館日、開館時間などは各施設にお問い合わせください。